

岐阜県公報

第二千六百一十二号
平成二十一年七月七日
(火曜日)

目次

告示

- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課 四五七)
- 道路の区域変更 (道路維持課 四九九)
- 道路の供用開始 (同 四五九)
- 保安林の指定予定 (揖斐農林事務所 四六〇)

公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課 四六〇)
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業流通課 四六一)

告 示

岐阜県告示第四百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町駄吉字小沢上八二六の五、八二九の五、字平家ヶ谷八三六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

() 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町池本字三駄谷一三六五の九九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市神岡町和佐保字水上洞一四五七の一、一四五八の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市一之宮町字餅谷平栃洞六六二六の一、六六二七の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市金山町菅田桐洞字田所四八三の一の一の一、四八四の一、五三四の一、字百々女木五三七の一、字大平一九六六、一九九四の一、字池田三七六三の一、三七六九、金山町菅田笹洞字鹿通一九八二、一九八三、一九八五の一、字奥鹿通二〇八四の一の一、二一〇八、字黒川一〇三二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更別		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
				前	後			
県道	野時 尻下線	大垣市上石津町打上字竹成二〇四一番二地先地内		三・七 三・五	三・七 三・九		一三・四	

岐阜県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定期限の告示年月日ほか）

一般国道	二百四十号	美濃加茂市太田町七一番地先から	二七六	平成二・七・七	昭和五・三・三
		同市同町一三三番地先まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ。)			

岐阜県告示第四百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	多治見線 八百津線	加茂郡八百津町伊岐津志字山下一四一五番一地从先から 同郡同町同字丸根一五七四番地先まで	一三六〇	平成二・七・七	平成二・七・三〇

岐阜県告示第四百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第二項の規定により告示する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字大倉三七四四
- 二 指定の目的
なだれの危険の防止
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Kabata's Lam
- 三 代表者の氏名 木村 麻里
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市高富二一九六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、乳幼児及びその親その他子育て中の保護

者および関わるすべての住民に対して、子育て支援に關する事業を行い、地域の中で支え合い育ち合うことのできる地域社会の造成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年七月七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）オークワ岐阜西改田店

岐阜市西改田川向一四七番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年七月七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ドラッグユタカ大垣旭町店
大垣市旭町二丁目一番一 外
二 意見の概要
意見なし（届出事項 新設）

平成二十一年七月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社